

**令和 7 年度
おかやま出会い・結婚サポートセンター
推進事業委託仕様書**

1 委託業務名

令和 7 年度おかやま出会い・結婚サポートセンター推進事業委託

2 目的

少子化の主たる原因である未婚化・晩婚化に対応するため、県民の総力を挙げて、結婚を希望する若者の支援を総合的に推進する拠点として「おかやま出会い・結婚サポートセンター」（以下「センター」という。）を設置する。

3 センターの主な業務

センターでは、結婚を希望する若者（以下「結婚希望者」という。）や結婚希望者を応援する結婚支援ボランティア等を支援するために次の事業を行うこととする。また、センターは、センターで行う事業の周知に努め、結婚希望者や結婚支援ボランティア等を募集し、県民の総力を挙げた取組となるように事業を推進する。

(1) 結婚希望者等へ情報提供

①おかやま縁むすびネットの登録者の募集

結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」におけるマッチング会員、イベントユーザー及びメルマガ会員の募集を行う。

なお、おかやま縁むすびネットは、次の機能を有する。

- ・ 1対1のマッチングシステム（会員登録、会員情報の閲覧等）
- ・ イベント開催を支援するイベントシステム（メルマガ会員登録、イベントユーザー登録）
- ・ 結婚支援ボランティア「結びすと」、出会いサポーターの登録機能
- ・ お知らせ機能

②情報の提供（発信）

県・市町村や出会いサポーター（NPO団体、商工団体、企業等）等がおかやま縁むすびネットのイベント機能を使用して行う結婚支援イベントやスキルアップ講習等結婚希望者の支援につながる情報について、おかやま縁むすびネットWEBサイト及びおかやま縁むすびネットのメルマガ配信機能により随時配信する。

(2) 結婚希望者のマッチング

①サービス内容

結婚希望者を対象に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」によるマッチングにより、1対1の出会いの機会を提供するため、次の場所において、結婚希望者の入会登録や会員情報の閲覧サービスを提供する他、オンライン登録や

自宅での閲覧サービスの提供を行う。各センターの開所日等はア～ウを基本形とし、県と協議の上、変更することも可能とする。

ア 岡山センター

開所日（基本形）水曜日～金曜日（12：30～21：00）

土曜日、日曜日（9：30～18：00）

ただし、祝日、年末年始は、休みとする。

なお、マッチング以外の業務は、現事務所のとおりとする。

イ 津山センター

開所日（基本形）日曜日～木曜日（10：00～19：00）

土曜日（10：00～17：00）

ただし、祝日、年末年始は、休みとする。土曜日については、人員体制が整うまでの間は、第2、第4土曜日のみの開所とする。

ウ 倉敷センター

開所日（基本形）水～日曜日（10：00～19：00）

ただし、祝日、年末年始は、休みとする。

エ おかやま縁むすびネット特設会場

開所にあたっては、別紙1-1「おかやま縁むすびネット特設会場の考え方」を踏まえ、市町村からの要望等により開設を行うこと。

②業務内容

センター等には専用端末及び端末を使用するためのブースを次のとおり設置し、予約制により、結婚希望者に、会員登録、閲覧をさせる。センターは、身分証明書等による本人確認、利用説明、会員情報の持ち出しなどの不正行為防止のための監視等業務を実施する。

（ブース数）

ブース設置場所	ブース数
岡山センター	2～5ブース
津山センター	1～2ブース
倉敷センター	2～3ブース
おかやま縁むすびネット特設会場	2ブース

③お引合せ

- ・結婚希望者間でマッチングによるお引合せが成立した場合、担当する結婚支援ボランティア「結びすと」を選任し、お引合せへの同席やフォロー（交際成立後の定期的な交際状況の確認）を依頼するとともに、そのフォロー状況を監督する。
- ・オンラインでの引合せを行う場合は、会員からの問合せへの対応や各種調整など適切なサポートを行う。
- ・お引合せ決定から当日までの期間を短縮するため、男女がともに希望する場合に

は、会員同士のみによるお引合せを岡山センターにおいて試行する。

④その他

- ・おかやま縁むすびネットの仕組み及び利用方法については、県がマニュアルを提供することとし、センターは同システムを利用するセンター職員、結婚支援ボランティア「結びすと」及び結婚希望者等に対し、システムの操作方法等を説明し、必要なサポートを行うものとする。
- ・令和7年度においても、登録無料キャンペーンを実施することとし、さらに、縁むすびネットを通じて新たに成婚や交際につながったカップルに大阪・関西万博チケットをプレゼントするキャンペーンを展開する。キャンペーンをPRするポスター、パンフレットを作成するなど、積極的な広報を行うとともに会員数の増加に努めるものとする。

(3) イベント開催の支援

出会いサポーターがイベント開催する場合には、イベントの告知、申込みの受付、名簿作成等業務について、おかやま縁むすびネットのイベント支援機能を利用するものとし、センターは、イベントの企画や運営方法についてのアドバイス等支援を行う。また、センターは出会いサポーター及びイベントユーザー（イベントへ参加を希望しシステムに登録した者）に対し、システムの操作方法等を説明し、必要なサポートを行うものとする。

新たに導入するトークルーム機能※1やファーストインプレッション機能※2の積極的な活用を促し、マッチング率や利便性の向上を図る。

※1 イベント参加者が、開催日前にシステム内で他の参加者とやりとりをしたり、プロフィールを確認できる機能

※2 イベント開催中にシステム内で気になる相手にその旨を伝えることができる機能

(4) 結婚支援コンシェルジュの配置

様々なイベントやセミナー開催のノウハウをもつ専門人材（結婚支援コンシェルジュ）を配置し、市町村がイベント等を開催する際には、企画や運営方法についてのアドバイス等支援を行うとともに、参加者募集や広報へ協力するものとする。また、企業等民間団体へ働きかけを行い、企業等と連携したイベントの開催や出会いサポーターへの登録、社内等でのおかやま縁むすびネット周知への協力を依頼すること。

内閣府が開催するコンシェルジュ会議に参加し、優良事例等について、県内市町村へ共有すること。

(5) 結婚希望者のスキルアップセミナー（年6回以上）

結婚希望者を対象に、マナーや異性との接し方、結婚や交際に必要なスキルの向上のためスキルアップセミナー等を6回以上実施する。

受講者の意識の変容を含めたアンケートを実施し、次回以降のプログラム等に反映させる。

(6) 若者に対するライフデザイン講座（年3ヶ所以上）

大学生や専門学校生等をはじめとした若者に対し、未婚化・晩婚化、晩産化の

現状や、妊孕性の知識、さらに、結婚・子育てに対する意識を高めるため、ライフデザイン講座を3ヶ所以上実施する。

受講者の意識の変容を含めたアンケートを実施し、次回以降のプログラム等に反映させること。

なお、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容にならないよう留意する。

(7) 結婚支援ボランティア等による結婚支援

地域、企業・団体など社会全体で結婚希望者の支援を行うため、結婚希望者を応援する結婚支援ボランティア等を募集、登録、養成、ホームページへの掲載等を行い、結婚支援ボランティア等と協働し、結婚に関する支援を行う。

結婚支援ボランティア等は、「結びすと」と「出会いサポーター」で構成する。

①「結びすと」

個人ボランティアとして活動する者で、上記(2)③の「お引合せ」業務を担うとともに、センター及びセンター事業のPRへの協力を行う者とし、センターは、登録及び更新に当たり、個人情報等必要な講習を実施する。

②出会いサポーター

結婚を希望する独身男女の交流会及びセミナーの企画・実施、お引合せを行う会場の提供等を行う団体等とし、登録の申請があった場合には、センターは、規約等に基づき、審査、個人情報等に係る講習、イベント開催にあたっての支援を行う。また、センターは出会いサポーターが開催したイベント後、マッチングしたカップルのフォローを行う。

③結婚支援ボランティア等への活動支援

結婚支援ボランティア等からの相談に随時対応するとともに、当該活動に役立つツールやノウハウ等の提供、各団体・個人の実情に応じた取組方法の助言、他県と合同による研修会等、必要に応じた支援を行うことにより、結婚支援ボランティア等の活動の促進を図ること。

(8) 結婚相談業務

相談員が結婚に関する相談、アドバイス業務を行う。

(9) 出会いイベント事業

①内容

結婚に向けた気運の醸成を図るとともに、結婚を希望しながらも出会いの機会がない独身男女に対し、交際のきっかけとするため、ボランティア活動、体験活動、異業種交流などの多彩なメニューを盛り込んだ広域的な出会いの場づくりを提供する。また、地域資源を活用したイベントの開催も検討する。

参加者に対するスキルアップ講座、イベント前後におけるフォローアップ・相談・アドバイス等成婚に向けた取組及びカップル成立者の後追い調査を実施する。

なお、個人的に消費する経費（飲食代等）についても、委託費の対象とすることも可能とする。

②回数等

県内全域で開催地をバランスよく考慮しながら、計5回以上開催するものとし、参加者数は、1回当たり原則40名以内とする。

③他団体との合同開催

上記のうち、他団体との合同開催をする場合は、必要に応じ、開催会場の選定の他、当日の運営及び参加者の募集等の業務を実施すること。

(10) ホームページ等

ホームページ等の運用については、おかやま縁むすびネットを活用する。ホームページの日常的な更新による情報の追加等はセンターにおいて行うが、ホームページの改修については原則県が実施する。

(11) システム改修

令和7年度は、複数のシステム改修を実施する予定であり、できるだけ早期に導入できるよう県と協力して取組むこと。

(12) 結婚の気運醸成に係る広報活動

おかやま出会い・結婚サポートセンターが実施する事業紹介等について、広報を行うものとする。県と協力し、これまで以上におかやま縁むすびネットの積極的な広報や、結婚の気運醸成に資する取組を実施する。

(13) 結婚応援者向けのスキルアップセミナー（年3回以上）

結婚応援者や地域の結婚支援ボランティア等を対象に、結婚希望者に寄り添った支援や個人情報等の取扱い等、応援する立場に必要な知識を習得するためのスキルアップセミナーを3回以上実施し、結婚応援者等のスキルアップやモチベーション向上、裾野の拡大を図る。

(14) 「おかやま晴れ恋♥晴れ婚プロジェクト」への参加

県が構築する官民連携組織の一員として、プロジェクトに参加し民間事業者との連携を図る。

(15) センターの運営について

センターでは、上記業務を行うものとするが、実施に当たっては、本委託業務の管理・監督を行う事業統括責任者（常勤）を配置する他、業務に必要な人員を確保し、必要な事務用品等を準備し、県と協議しながら業務を遂行するものとする。

なお、委託料による備品の購入は認めないものとし、上記業務を行う上で必要となる備品（机、ロッカー、マッチングに係るパソコン等）は、県が無償貸与することとする。ただし、一時的な備品については、委託料の中から、リース・レンタル等の借上げを行うことは差し支えない。

また、個人情報の取扱いについては、職員研修や結婚支援ボランティア等への研修の実施、取扱責任者の決定等、適切な管理を行うこと。

(16) センター事業の引き継ぎ

おかやま出会い・結婚サポートセンター推進事業の委託を受けた者は、翌年度委託を受ける予定者に対し、センターとして取得し管理している情報（電子データや紙媒体等全てのもの）や資料の一覧表を作成し、必要な説明を行い、丁寧に引き継ぐものとする。また、結婚希望者や結婚支援ボランティア等、相談等継続業務に関する引継ぎに関しては、関係者等の信頼を継続できる方法により行うものとする。

4 業務に係る留意事項

- (1) 収入は見込んでいないが、収入があった場合には、事前に県と協議の上、当該委託事業を拡充するものに充当するものとし、委託実績報告では、この収入も含め事業報告する。
- (2) 本事業の実施に伴い取得した個人情報、県の指示に従い処理する。
- (3) 本事業の実施に伴い取得した個人情報を当該委託事業以外で利用しない。
- (4) 特定の商品の販売・販売のあつせん、当該委託事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない。
- (5) 発生したトラブルに対しては、責任をもって対処する。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項または仕様について生じた疑義については、県と協議の上、決定する。

おかやま縁むすびネット特設会場の考え方

1 目的

おかやま縁むすびネットの更なる周知を図ることにより、県全体での結婚支援の気運醸成と認知度の向上につなげるとともに、遠隔地の利用者の利便性を確保するため、県内市町村からの協力を得ながら、県内各地で開設する。

2 開設回数等

(1) 回数

オンライン登録を開始するため、回数は指定しないものとする。市町村の希望や利用者の需要等を勘案し開催する。

(2) 提供サービス

おかやま縁むすびネットへの登録及び閲覧

(3) 利用枠

8名以上が望ましい。

(4) 登録・閲覧ブース数及び従事スタッフ数

1～2ブースとし、スタッフは2名以上が望ましい。

(5) 開催に当たっての留意事項

各センターでの開催が特定の日時に集中しないよう調整すること。

3 各センターの所管エリア

(1) 岡山センター 備前県民局管内の市町村区域

(2) 津山センター 美作県民局管内の市町村区域

(3) 倉敷センター 備中県民局管内の市町村区域

4 市町村イベントや企業等の依頼によるもの

市町村が実施する結婚支援イベントへの参加者のうち、希望する者への登録手続きや企業等からの要請に基づき、企業等が準備する会場において登録手続きをする場合も特設会場に含むものとする。

5 市町村との調整

別途県が調査した市町村の開設意向調査に基づき、開設日時や会場の決定については、原則として、センターが市町村と調整の上、決定するものとする。